

日本書翰文体史

——書儀・月儀——

真下三郎

—

日本の古代の書翰文がいかなる文体であったか明らかでないが、古い文例を掲げよう。藤原明衡の編した「本朝文粹」に収められてゐる後江相公の「奉旨相公書」である。後江相公とは參議大江朝綱であり、菅相公は參議菅原輔正の事である。平安時代初期に近い。

君白、往春執手、刻会来秋、過望待面、據然遐想、知以逸駭之迹、騁于雲漢之路、竟驥天府、忘此反信、飛沈棄珠、何像言憊、厚為時節、宝愛光儀、君白、（案靖月儀）

謹言、久有所勞、不能隨例、乍承揚庭之期、似無參向之志、抑義實文華、是君家之旧物、春風秋月、亦君家之老奴也、斑竹筆、大様墨、為充新用、各一雙、謹奉之、願報累葉之靈駕、早摘六代之雲英、不具謹言、

年月日

參議 大江朝綱

これらは、内藤湖南博士によれば、月儀や書儀から引かれているもので、前者は「索靖月儀」より、後者は「無名書儀」よりの引用である。

この文体はもとより漢文体であるが、この文体は恐らく古代中国

から学んだものであろう。古代中国の書翰の文体については、内藤湖南博士が「杜家立成雜書要略」につけられた解題の中に示されてゐる文例を拝借させていただく。

も、次のようにある。

皇室書儀 七卷

鮑銜卿皇室書儀 十三卷

芸闇書儀 三卷

鄭餘慶鄭氏書儀 二卷

斐度書儀 二卷

杜有晉書儀 一卷

さらに崇文總目には次の二書がある。

劉岳新定書儀 二卷

また日本國見在書目、儀注家には次のように多い。

大唐書儀 一卷

同 一十五卷

文儀注 一卷

許敬宗月儀 四卷

周捨書疏 七卷

十二月儀 四卷

趙燧新修書儀 五卷

隋李德林九族書儀 一卷

鮑昭書儀 一卷

謝靈運書儀 廿卷

また唐書芸文志儀注類には、前記の書目と重複したもの除去して

月儀あるいは書儀というのは、古代中國における書翰の文例集の謂である。六朝・隋・唐ころに著わされたものが最も多く、博士は諸志に収載せられた書儀・月儀の類を、次のように挙げられてゐる。

隋唐經籍志儀注類にあるもの。

謝元内外書儀 四卷

謝朏書筆儀 二卷

王俊第答儀 二十卷

王弘書儀 廿一卷

王俊吉書儀 二卷

周捨書疏 二卷

梁修瑞文儀 一卷

唐璫書儀 一卷

婦人書儀 八卷

沈雲瑛僧家書儀 五卷

が礼法を重んじ、書翰に記載する内容や書式においても規律があることを尊んだため、その需要がおびただしかったためであるといわれている。

書儀と月儀との区別は、主として内容の別によるものと思われ。すなわち内容が日常生活の雑事にわたっているものが書儀であり、内容が十二か月の景物に応じて主として風流韻事を述べるもの

が月儀である。

しかしこれら古代中国の書儀や月儀の類は、博士の研究によれば、ほとんど散佚して伝わっていないそうで、わずかに古書に引用されたもののみが、上記二例のように、その形式や内容を伝えてい

るに過ぎないといわれる。

三

東大寺献物帳に「頭陀寺碑文並杜家立成一巻、皇太后御書」といふ条がある。しかし現在の正倉院御物の中には頭陀寺碑文は見えず、ただ杜家立成のみが現存している。筆者として記されている「皇太后御書」というのは、裏面の継ぎ目に「荘善院家」の朱印があるので、藤家すなわち藤原氏を生家とする皇太后で、光明皇后であろうという事になっている。

この一巻は詳しくは「杜家立成雜書要略」といい、白・黄・茶・藍等の色麻紙十九張を縫いで書かれたもので、橋本進吉博士の解説によれば「用紙は美しく筆力雄勁で比類なく、書道の神品として宝重すべきもの」といわれている。

その内容は漢文で書かれた三十六通の書翰文例集で、次のような標題を持っている。

- 一 雪寒喚知故飲書。答。
- 二 就知故借伝書。答。
- 三 就人借馬書。答。
- 四 相喚遊獵書。答。
- 五 与知故別久書。答。
- 六 与知故別久書。答。
- 七 喚知故飲書。答。
- 八 与未相識書。答。
- 九 賀知故得官書。答。
- 十 与知故在京書。答。
- 十一 与知故別迎書。答。
- 十二 与知故別經宿書。答。
- 十三 類得知故書。答。
- 十四 因使過知故不在留書。答。

- 十五 尋知故謝書。答。
- 十六 遇逢名客即離於後與書。答。
- 十七 問知故遣災書。答。
- 十八 問知故逐賤書。答。
- 十九 問知故遷官得雪書。答。
- 二十 彙名客就知故貸鴉鶴書。答。
- 二十一 犹知故乞粟麥書。答。
- 二十二 問知故忠貞。答。
- 二十三 賀知故忠貞書。答。
- 二十四 知故成札不得德者子書。答。
- 二十五 知故相頃作書。答。
- 二十六 歲日喚知故飲酒書。答。
- 二十七 仮日無事喚知故飲酒書。答なし
- 二十八 知故相喚飲書。答。
- 二十九 寒食日喚知故飲書。答。
- 三十 成親喚知故書。答。
- 三十一 久旱得雨相喚賀使君書。答。
- 三十二 相喚察討免奴書。(答なし)
- 三十三 呼知故遊學書。答。
- 三十四 銅知故爪書。答。

与知故別經宿書

離居一日、情甚三秋、分手片時、心同歲月、無堪眷懷、聊謹丹誠、委曲襟懷、冀諸對寫。

すなわち杜家立成は書儀の一種であり、杜有晉書儀と同一物ではなかろうかとされているのである。

この推定は、本文を熟読すれば、いっそう確実になる。試みに杜家立成中の一文を録してみよう。

- 十五 尋知故謝書。答。

- 三十五 相喚寔官書。答。

- 三十六 同学徒証不得執別与書。答。

収載している書翰文は、日常生活的の雑事である。したがってこの杜家立成は、前記書儀の一種であることを推定させる。内藤博士もこのことに言及して、次のようにいわれている。

- さればこの杜家立成雜書要略は、まだ前人の著録を経ずと云へども、其儀注類の書儀に属するものなることを知るべし。この類の書にて姓名を冠するは、前にあげたる鄭氏書儀の如きあり。隋志には又、徐愛家儀、趙李家儀等あり。太平御覽に引ける書中に盧公家範などあり。この書の杜家を冠せるは、唐志に云ふ所の杜有晉書儀にはあらずやと思はるふしもあるれど、遂に決すべき材料なきこそ遺憾とす。

離居一日、情甚三秋、分手片時、心同歲月、無堪眷懷、聊謹丹誠、委曲襟懷、冀諸對寫、

答

乍隔恩光、如魚失水、質雖處谷、若鳥飛孤飛不謂、吾賤猶存、末倉披尋、來牒稍慰、寸誠遙近參陪、還此何具、

これを前記の無名書儀などと比較すれば、隨處に同様な、または發想の酷似している語句が見られるのである。

四

あらまし（當時のこと）——有增

あさまし（未然なこと）——浅猿

むつかし（困難なこと）——六ヶ歎

あるまじく（あつてはならぬ）——有間敷

さはり（故障のこと）——障

まかりしりぞく（退屈すること）——罷退

かへすがへす（往復おえでみてものこと）——返々

ゆめゆめ（決してではなくること）——努力

「杜家立成雜書要略」の例から見て、奈良時代には相当数の書儀・月儀が輸入されたことと思われ、日本人もそれにならつて漢文體の書翰を認めていたろうとも推定できるのである。

しかし中國との交通は、平安時代の初期に途絶する。すなわち遣唐使の廢止である。それによって從来中國に範を求めていた各般の事項が、次第に日本的に改変されてくることは当然であるが、その中で、特に文章においてその変化が著しい。具体的にいえば、純粹な漢文が書けなくなつて、國語が混入されたことである。

國語は元來、漢字をもって表記されるものではなかつたが、それが漢字があつられて、漢文體の中へとり入れられた。たとえば次のようにある。上が國語で下が漢字表記である。

中でも最も顯著なのは、文末語であった「はべり」が「侍」の文字を当てられて書かれたことであろう。その例を「明衛往来」から引こう。明衛往来はまた雲州消息といい、藤原明衛が公卿や僧侶や女官などととりやりした自他の手紙を雜然と集めたものである。明衛は後冷泉天皇のころの人で、出雲守・文章博士で、のちに大學頭にもなつた学者公卿であつた。なお明衛往来に收められた手紙の数は、所集本によつて相違がある。群書類從本は三卷六冊二百十一通であるが、寛永十九年板本は四卷百三十一通と少ない。今、群書類從本によつて本文を例示しよう。侍従から少納言に対し、跋砌の会に招く二月二十九日付の書翰と、少納言の返状である。これに「侍」が用いられている。

上啓

右久不參謁、從公務之間、無寸暇之故也、懲懃之賜、一時九廻、昨日新少將相談云、明後日雲上人々、已尋花林之下、可成蹴鞠之興云々、若有誘引、可相隨也、汝如何者、答以無此告之由、貴下定在儀中歟、某誠雖無蹴鞠之能、何不參勸酒之役、抑又追從之甚也、殊加推舉之詞、恐々謹言、

二月廿九日

侍從源

少納言殿

謂恩章事

右兩三日有故障、儂以殷居、世間之事、如蒙益對望、今有恩示、似披露望天、欣悅々々、遊興之事、于今無其招、若是鸞鳳之群、偏據鳥雀之類歟、其理可然々々、但事及大會者、何擇高下乎、內々承案内、追可啓一定侍、不具謹宣、

頓時

少納言源

新年案内事

謂恩章事

群書類從本明衡往来二〇九通の書翰によって、石川謙博士の調査された文末に用いられた「侍」と「候」は、次のような数を示している。

書翰総数 「侍」を用いたもの 「候」を用いたもの

二〇九

七八

一五

奉入総三疋

繪師某事

臨時祭日可參事

奉獻雉二翼

弓金之事

明衡往来の文体は、以上のように準漢文体ともいべきものであるが、その内容は一部分を挙げても、次のように種々雑多な主題である。

五

「候」は同じように文末表現に用いられる語であるが、平安時代の「侍」に代わって、鎌倉時代以後盛んに使われる。したがって院政時代の明衡往来に、両者が共存するのは当然であるが、純粹に国語であった「はべり」が漢字で表記されたということは、奈良時代に書かれた純粹漢文体の書翰に、國語が混入されて、いわば「準漢文體」「擬漢文體」「和漢文體」とも称すべき新しい漢文體の書翰文体が生じた一つの証左とみてよい。

難波津古風一篇事

佳招事

跪詣仰事

請舞姫童女菱東事

彦忠朝臣所申石塔鑿事

仁王齋事

可被停止抗讐事

請兵士一人事

すなわちこれらの内容は多岐にわたっていて、いずれも实用に供せられたものである。恐らく実際に往復せられた書翰を集めたものであろうと思われる。

实用に供せられた書翰を、かように集成することは、必ずしも明

衡往来のみであるということはできない。いわゆる貴族名士の書翰を集録することは、平安時代によく行なわれたものようであった。たとえば「左経記」に次のよつた記事がある。

長元元年一月十六日、辛巳、在故大納言御許、貞信公御消息文十五巻、井忠仁公、昭宣公、時平太閤等御消息等、撰出奉闕白、是依有召也。

貞信公は藤原忠平、忠仁公は忠平の祖父の藤原良房、昭宣公は良房の子の藤原基隆、時平太閤は藤原時平であるが、長元元年すなわち

平安時代の中ごろ、「左経記」の筆者である源遂頼が、関白であつた藤原類通の依頼によって、これらの人々の書翰を集録したというものである。

この記事から推察すれば、明衡往来は、藤原明衡の名聲によつて、その当時、幾種となく編まれた書翰集の一冊として、明衡の往来した書翰を雜然と集めたもので、それが幸いにして後世に伝存されたものであろう。

かように名士の書翰を集録し、日常の雑事を内容としている点は、古代中国の書儀と同じケースであると思われる。

六

明衡往来を中國の書儀の系統を引くものとすれば、も一つの月儀はどうのように伝えられたか。

月儀は元米、毎月の景物に応じて、相手の進否をうかがい、あわせて風流韻事を弁じるといった内容のものであるが、月儀がわが国に伝来してから、国内でどのような形相によつて再生され、影響を与えていったか。その答えとなるものが「菅丞相往来」である。

「菅丞相往来」は「十二月往来」ともいう。いつごろ誰によつて著わされたか明らかでない。寛永六年安田弥吉板の菅丞相往来の跋

に、「此往来者、菅丞相之御作也、云々」とあって、菅丞相すなわち菅原道真の作としているが詳でない。白石正邦氏は藤原良経の作かと推定され、石川博士は鎌倉時代初期、あるいは平安時代末期かという説を出しているが、この書の文体が「侍」のまじらない、きわめて純粹な漢文体であるため、より推定度の高い平安時代説が提示される。では次にその文体を掲げよう。

六月 季夏 林鐘

爾處同憲、古質所貰、一居異志、愚賤之行也、弟子近來、俾無其事、不擇拙狀、憤望至、心神如春、今年夏溽暑、大暑極暑、伏惟芳儀、涼殿雜風、水邊荷葉、齡爭松柏、榮等山海、某生夷狄之地、異京都之儀、但思君遠日、廻心明夜、殊賜恩恕、幸甚々々、今弊身心染筆、謹言、

報答

文蝶飛紙上、忽為消息媒、赤鯉躍江波、黃狗撈魚網、適得芳書、積憂雲散、今預恩問、胸臆風冷、平善々々然、六月望晦半外、擬過見此芳簡、知日月転、須過一兩日、令啓方端、恐々謹言、

二月の景物による先方の健否状態をたずね風流を語る、といったものばかりである。この内容は、日常生活の用件を含む書翰集である書儀類とくらべると、むしろ月儀のそれに近い。この書を一名「十二月往来」と称しているのも、いつそう月儀の性格のあることを思はせているのである。

「菅丞相往来」は毎月一隻、十二月か分すなわち計二十四通の書翰が收められているが、内容は上記のように、日常生活のうち、十